

身体拘束等の適正化の推進

<障害者虐待防止法の概要>

目的：障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

<定義>

- 1、「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある物であって、障害者及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2、「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ① 養護者による障害者虐待
 - ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③ 使用者による障害者虐待
- 3、障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる)
 - ① 身体的虐待(障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ② 放棄・放置(障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③ 心理的虐待(障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④ 性的虐待(障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤ 経済的虐待(障害者から不当に財産上の利益を得ること)

<身体拘束等の適正化のための体制整備に向けたチェックリスト>

1、身体拘束等を行う場合の必要事項の記録

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している

*利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない

2、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下、身体拘束適正化委員会という)の定期的な開催・検討結果の周知徹底

3、職員への研修の実施

- * 身体拘束等の適正化の研修を定期的に（年1回以上）実施している
- * 新規採用時には、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施している
- * 研修の実施内容の記録を行っている

4、身体拘束等の適正化のための指針整備

身体拘束等の適正化に関する基本的な考え 組織に関する事項 研修に関する基本指針
報告方法等の方策に関する基本指針 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

はなはでは…年間計画表作成し、2か月に一度の定期会議や臨時会議を実施

4月	会議 身体拘束説明書（同意書）の更新① 年間計画作成	10月	会議 身体拘束説明書（同意書）の更新②
5月	会議 研修内容検討	11月	虐待防止全職員対象チェックリスト実施
6月	会議	12月	会議
7月	全体研修実施（一回目）	1月	会議
8月	会議	2月	会議 全体研修実施（二回目）
9月	会議 身体拘束説明書（同意書）の確認	3月	会議 身体拘束説明書（同意書）の確認